

『太平記』の発端

——卷一の歴史叙述について——

大森北義

述や人物形象上の方法的ワクがあつた。

しかし、方法に規制されながらすすめられるそうした歴史叙述や人物像は、『太平記』を積極的に享受しようとする者の立場からは不十分で物足りなく、天皇自ら果敢にすすめた討幕陰謀の実相など詳しく述こうとする要請が生じただろうと思う。ここにとりあげて問題にする本文異同は、おそらくそうした要請との関係で位置づけてみることができるものである。

想や方法の個性に言及したいと思う。

ところで、『太平記』の「正中の変」描写の特徴として、事変の原因についての叙述が抽象的であり、殊に、討幕の陰謀を企図した天皇方の事情を詳しく記さないという問題があることを、筆者は前に指摘した^a。そしてその理由として、『太平記』の第一部世界が鎌倉末期の革命的情勢を見据えながら、その中で後醍醐天皇が「元弘の変」で失権しつつも「元弘の乱」で復権する過程を描き、歴史の過程が天皇の「復権」を志向して展開することがその理由の一因であることも述べた。すなわち、「元弘の変」で失権して隠岐に遷され、「元弘の乱」で隠岐を脱出して再度天皇位に復権する後醍醐像を構想したとき、討幕の陰謀をめぐらして「霸道」をあゆむその姿は抽象的にならざるをえなかつたのである。そこに『太平記』の歴史叙

2

「正中の変」の顛末を描く卷一の本文について、諸本を校合してみると多くの箇所で異同がみられるが、中でも大きなものは卷末にみることができる。卷一末尾の記事は、天皇の討幕の陰謀が發覚して六波羅方に攻められ、挫折した後、天皇自ら幕府に異心なき旨の「告文」を下して一件が落着したと描く「被下告文之事」（西源院本）であるが、その後に、今川・吉川・島津家本など一部の伝本が、約四千五百字に及ぶ量の記事をもつていて、すなわち、

a 「告文」の先例。——正応三年（一二九〇）、浅原為頼らが伏見天皇の内裏に乱入し狼藉に及ぶ。この事件で、亀山院が皇位のことにつき関東に恨みありとの噂がたち、院は異心なき旨の「告文」を幕府に提出した。

- b 嘉暦二年（一二三二七）夏、後醍醐天皇中宮の御懷妊につき祈祷あり。しかし、御産はなく、それは関東調伏の祈祷であつた。
- c 元徳二年（一二三三〇）に起つた大判事中原章房の暗殺事件と、

その顛末について。

また、米沢・學習院本の巻末記事にも異同が認められる。それは、右の三種の記事中cの「中原章房暗殺事件」を描く記事であるが、前者の叙述量が約千七百七十字分あるのに対し、後者は三百三十字程度で、前者の要約記事といった体のものである。

『太平記』巻一末尾の本文は、「被下告文之事」（西源院本）を巻末記事として、追加記事をもたない伝本が数の上では圧倒的に多いが、それらを仮にA群とすれば、それに右のa・b・c三種の記事を追加してもつ伝本がB群、そして、cの事件のみについての要約的追加記事をもつ伝本をC群として分類してみることができる。

さて、ここに追加された記事a・b・cの基本的性格であるが、形式の面からみれば、A群の、いわゆる「古態本」と称される神田・西源院・玄玖本、あるいは、『太平記』伝本中最も本文異同が著しい天正本、また、流布本などにも存在しない記事であり、一部の伝本だけが伝えるものであること。そして、これらは巻末にあって、天皇（家）が幕府に下したという「告文」の先例を回想するといった体で始まり、しかも、三種のそれぞれが独立した話柄でありながら必ずしも章段名をたてていないこと。⁽⁴⁾さらに、後にもふれるよういが重出記事であることなどから、『太平記』の本文にもともと存在していた記事であるとは考えにくく、後に書き加えられた付加記事とみなければならないものである。しかし、内容面からみると、これらの記事は『太平記』発端部の歴史叙述や構想上重要な意味を担い得るものであり、これを単なる説明的な付加記事として片付け

てしまふことはできない。以下、『太平記』の歴史叙述や構想の個性に関連して、この付加記事の意味を検討してみようと思う。

3

最初に、各事件の内容を概観しておこう。まず、aの「浅原為頼内裏乱入事件」は次のようであつた。——『増鏡』などが伝えるところによれば、伏見天皇治世の初頭、正応三年（一二九〇）三月十日、浅原為頼ら武装した賊が富小路内裏に乱入した。天皇は女装して春日殿に逃れ、東宮も常盤井殿に逃れてことなきを得たが、中宮方の「侍長」がこれと渡り合い、武士も馳せ参じて為頼らは夜の御殿の御帳の内に自害して果てた。さて、この事件は後に重大な疑獄となり、その背後に龜山法皇がいるという風評がたつた。大覺寺統の龜山法皇が、持明院統の今上（伏見天皇）の治世を快からず思い、世を傾けようとしたというのである。伏見天皇はこの事件の核心を強硬に追求する構えを見せた。それで大覺寺統側では事態の推移に驚き、事件に関知しない旨の誓いの消息（「告文」）を関東に遣わしてようやく事が収まつたという。ところで、この事件は『増鏡』や『保曆間記』なども描き記しており、天下にかくれなき事件であったが、『太平記』はこの事件を『増鏡』などに較べてもより詳細に描いている。それは、「正中の変」で露見した討幕の陰謀について、大覺寺統の後醍醐天皇がいま関東に「告文」を下して異心なき旨の弁解をしたが、かつて同じ大覺寺統の龜山法皇（後醍醐天皇の祖父）も、陰謀ありと疑われたかどで関東に「告文」を提出し、異心なき旨の陳弁をしたことがあつたと回想し、その意味での「先例」としてここに描いたものである。

次は、bの「中宮御産の祈祷」記事である。これは諸本の巻一本

文が共通に描く「中宮御産御祈事」（西源院本）と内容的には同じものであり、重出記事である。中宮御産にことよせて宮中で関東調伏の祈祷が行われたと描く記事であるが、諸本共通の「中宮御産御祈事」は、前後の事実関係とその時を虚構してこれを「正中の変」勃発の二年前、「元亨二年」（一二三二）のこととして描いていたが、後出のこの記事は、それを史実通りに、「正中の変」三年後の「嘉暦二年」（一二三七）のこととして卷末に再度描いたものである。そして、最後のcの『中原章房暗殺事件』はこうである。——元徳二年（一二三〇）四月一日というから、天皇の討幕の陰謀が再度発覚する「元弘の変」のほぼ一年前のこと、刑部省の大判事中原章房が清水寺参詣の帰り道に遭難した。折からの小雨模様の中、蓑笠を着た旅人が章房の背後を通り過ぎたとみるや、いきなり太刀を抜いて斬りつけ、章房の首を打ち落としてしまった。下手人は「名譽の悪党」瀬尾兵衛太郎と言う者たちであった。この事件、後に章房の子が犯人を探索して父の仇を討つのであるが、問題は、法曹家を継ぐ中原章房が、なぜこのような理不尽な災難に遭わなければならなかつたのかということである。『太平記』によれば、後醍醐天皇が章房に「関東征伐」の計画を明らかにしたところ、章房は廉直の士として討幕の不可を「諫言」した。しかるに、天皇は、

叡慮ニ一味シ奉ラザリシ事ヲ深ク怖レサセ給テ近臣成輔朝臣ニ仰談セラレシカハ、彼悪党ヲ招キ禄ヲ与テ潛ニ章房ヲ伺セケル、まさに、天皇自身の指示で章房は闇に葬られたのである。『太平記』はそう語っている。

が指摘したが、その意味については、矢代和夫・長坂成行両氏が詳しく考察された。⁶まず、矢代氏はaの『浅原事件』記事に関してその背景を考察し、「大覺寺一統に対てかなり裏面暴露的であり批判的であるを知る」と述べる。すなわち、「告文の先例のみを伝う目的ならば、浅原為頼の伏見帝襲撃事件を細かく描写して入れるまでもなかつた」のであり、「ここに太平記側で取り上げていることが問題となる」と指摘されるのである。また、bの『中宮御産の祈祷』記事については「重出」であることを確認し、後出の当該記事は、

年を史実に合わせて嘉暦二年とし、記述も一層念を入れて、それ以後の歴史の動きの方向をここに求めた觀がある。

とされた。そして、つづいてcの『中原章房暗殺事件』に言及して、その関東調伏の祈祷から発した討幕派の動きのかくされた一事であったのだが、この諫直の士をも斬り捨ててゆかねばならぬところに、元徳二年の討幕派の姿を、裏面から象徴的に描き出して余るところがなかつた。その秘事的重みを背負つて、南都北嶺行幸以降の元弘の乱までの叙述をよまざれるときに、章房という一大判事の死というものの意味がわかつてくる。

と、この記事の意味を論じられた。

また、長坂成行氏も「島津家本『太平記』考」において、矢代氏の論を承け、これら付加記事の意味を次のように考察された。まず、aの『浅原為頼事件』記事が、「大覺寺・持明院両統の確執の原因・歴史、及びそれに関東の意志がからむ皇位繼承問題にかなり」ふみこんで「両統対立の歴史を物語」るものであることを確認し、「告文」東下によつて落着するこの記事末尾の叙述が、

さて、これら三種の異文の存在については、早く『参考太平記』

人王化ニ誇リ一天無事ニ樂ム。

となつてのことから、

いささか、樂観的ながらも終結の文辞に相應しい。正中の乱に関する叙述はここで終わり、島津家本の異文が増補されたにしても卷一は構想上ここで区分されるべきである。

と、卷の区分を示すほどの位置をもつ記事であると言われる。したがつて、次の重出記事「中宮御産の祈祷」については、歴史的にはそれが「嘉曆二年」(一一三一七)のことであり、卷二が描き始める「元弘の変」(一一三三一)へとつなぐ事件であることふまえて、

この記事は卷二以降の元弘の乱前夜の朝廷の情勢を描くものとして位置づけることが出来、その意味では史実的な裏付けもあり、軽々に重出とは片付けられない存在である。構想上のつながりを考慮するならば、卷二はこの記事から説き起こされるべきであろう。

と、これも構想上重要な意味をもつ記事であるとされた。そして、

最後の「章房暗殺事件」についても、その一箇月前の二月に後醍醐天皇が南部北嶺に「行幸」している事実があることをふまえて、主上行幸という表面上は盛儀の背後に、近臣をも暗殺せねばならなかつたという討幕派の重苦しい状況が在つたわけで、島津家本はそこから目をそむけない。身の危険をも顧みず諫言する廉直の士は『太平記』の好んで描く所、章房には後に登場する万里小路藤房の相に通うものがある。後醍醐に対する再三の諫言を容れられなかつた藤房の遁世と共に西園寺公宗謀反——中先代の乱が生起する(卷十三)如く、章房変死は後醍醐及びその周辺の強硬的討幕行動の顯然化を予告するものと言えよう。

しかしながら、これら卷一末尾の付加記事の意味や位相がこうし

論じられた。そして、以上の三種の記事の構想上の意味について、長坂氏は簡明に整理されている。すなわち、これまで「正中・元弘の変」の描き方については、殊に卷一、二の構想に関連して、「太平記」はその展開を史実どうりには描かず、「正中の変」を「元弘の変」に引きつけ、「日付の操作」を行い、両事件間の「空白期間」を刈込んで、「緊迫性」を高めながら虚構によつて「緊密な構成」を作つたと論じられてきたことをふまえて、まず、島津家本などは「両事件の間に生起した事柄を丹念に描く」こと。しかも、「告文先例では持明院・大覺寺両統確執の歴史を物語り、中宮御産祈祷・中原章房変死では後醍醐の討幕計画の高揚を記し、そのまま卷二の記事に連接して」いること。そして、そこには「正中・元弘両事件の空白期間の歴史的事実を補う」という意図が在つたにしても、その結果は自然と「大覺寺一統に対して」「裏面暴露的であり批判的」になつたと言えること。したがつて、これら付加記事の構想論上の意味は、

他本のように後醍醐の倒幕行動の上辺のみを描くのではない。「討幕」ということが単に一天皇の思いつきによるのではなく、血塗られた暗い歴史をも背負つて存在したことを訴えるところにある、と論じられた。こうして、矢代・長坂両氏の詳細な御検討によつて、島津家本など一部の伝本が卷一の末尾に付加して描く三つの事件の性格と、その記事の文学的意味や構想論上の意義が明らかにされてきた。

二

て明らかにされる反面で、これらの記事をめぐる構想論上の問題性

が深まつたことも事実である。殊に、これらの記事と構想との関係を具体的に問題にされた長坂氏の御論は、『太平記』発端部の構想

論に新たな問題や論点を提示しており示唆的である。たとえば、長坂氏自身が提示された疑問であるが、「歴史的事実を補う傾向をもつ」といわれる天正本がこれらの記事をもたないという問題がある。あるいは、aの「浅原為頼事件」記事についてみれば、長坂氏が言われるように、それが「増補されたものにしても、卷一は構想上ここで区分されるべきである」とするならば、卷の構想上の区分を示すほどの意味を担いうるそうした重要な記事が、「古態本」をはじめとする他の伝本になぜ記載されなかつたのかという疑問がわく。あるいはまた、その「浅原事件」は卷一が描く「正中の変」前の出来事であるが、であれば『太平記』はそれを「正中の変」と展開する事件史の中に位置づけ、卷一の冒頭部に描くべきではなかつたか。冒頭部でなく、卷末にこの記事が付加されたのはなぜか、という問題もある。さらに、長坂氏はaは卷一の構想を「区分」する記事であり、bは卷二を「説き起こす」記事であると説かれたが、そうした記事構成をもつ伝本が存在しないのはなぜか。いいかえれば、「討幕」ということが単に一天皇の思いつきによるのではなく、血塗られた暗い歴史をも背負つて存在したことを訴える。

という、奥深い歴史の叙述構成をもつた伝本がなぜ存在しないのか。そういう疑問も生ずる。いずれにしても、これらは『太平記』発端部の構想を追求する上で解明しなければならない新しい問題であり論点であると思う。

2

それで、こうした論点や問題の位相について、事件の性格や記事内容との関係であらためてみてみようと思う。

まず、aの「浅原事件」記事の性格であるが、卷一が描く「正中の変」との関係でこの事件をみるととき大切なことは、それが単に「告文」の先例というレベルにとどまる事件ではないということである。それは、この事件が偶發的で一過性のものでなく、皇位をめぐつて天皇家がすでに持明院統と大覚寺統に分裂し、それに幕府権力が介入して公・武の権力も対立するという構図を作っていたが、そうした歴史的状況の中で起つた事件であり、後の「正中の変」もまさしくその構図と状況の中で生起したものであつたから、これは歴史が「正中の変」と展開していく過程で起つた事件なのである。しかも、それら二つの事件は、一方が天皇その人を狙い、他方が幕府権力の打倒を目標にしたという違いはあつたが、ともに皇位をめぐつて大覚寺統の当主が相手側に仕掛けた（あるいは、仕掛けたとみなされた）陰謀事件であり、真相はなお詳らかでないにしても、ことの契機も経緯も歴史的に類似した性格の事件であつた。

では、そうした性格のこの事件を『太平記』はどのように描くであろうか。その特徴は、卷一本文が描く「正中の変」と、この「浅原事件」とが、歴史的に深い関連性をもつものであつたことを明らかにしていることである。たとえば、浅原為頼が内裏で自害したこと描いた後、その事件の背景にふれ、「正中の変」との関係にも言及して次のように記している。今川家本でみてみよう。

1 此濫觴ヲ次第二糾明アリ。（中略）其頃中院ト申シハ、龜山院ノ御事ナリシカ、彼御結構ニ依テ、内々武士トモ多ク誘ヘ召レケルトカヤ、先六波羅ヲ追討セラルヘキ御企有ト聞ヘケリ。

- 2 是ハ後嵯峨院ノ御所分ヲ引違ヘ、関東猥ニ持明院殿ノ御流ヲ皇位ニ付奉り、御政務ノ事ヲ申シタリシ御鬱憤ノ故ニ此御企ニ及ブトゾ聞ヘシ。但真実ハ故院（後嵯峨院）ノ叡旨（中略）中院ノ御一流ヲノミ将来皇統タルベシトハ定メ申サレケリ。
- 3 爰ニ弘安ノ末ツ方、持明院ヨリ故院ノ叡思全ク御正嫡（後深草院）ノ当流ヲ棄損申サレ、後代ノ御登極ヲ止メ申サル御素意ニ有ザル所見、宸翰ノ御遺状等ヲ内々関東へ遣サレテ、愁仰セラレシカバ、其時武家始テ承リ披キケルニ依テ、ヤガテ（伏見天皇の）正應登極ノ御事ヲバ持明院殿ニ執申シケリ。サレバカル風聞モ有リケル也。
- 4 去程ニ中院ヲ已ニ六波羅ニ移シ奉リ、承久ノ例ニ任スベキ由内々沙汰有テ聞ヘシカバ、（中略）一紙ノ天書ニ御誓言ノ一句ヲ載テ関東へ下サル。是ニ依テ武家モ聊鬱陶ヲ押（ヘ）……。
- 5 万乘ノ君主楚刑ノ責ヲ遁ントテ、士民ニ対シテ告文ヲ下サレシ事、併天位ノ恥辱本朝ノ失墜タリ。嘆テアマリ多ク悔テ益ナシトテ、中院ハ（中略）花飾ヲ落シ御シ、（中略）禪室ニ入御。
- 6 サレバ、今又御告文ヲ下サレ、一旦武臣ノ鬱念ヲ解レシ事、彼嘉躡ナランカシ。然バ今ノ御陰謀モ事若叡慮ヨリ出バ、彼御遺恨ヲ散ゼラレ、此御余執ヲ資奉ンタメノ御配立ナルベシ。
- すなわち、事件の真相が究明される中で、亀山院が六波羅攻撃を策して兵を集めめたとの風聞も明らかになつたこと（1）。その背景には、後嵯峨院の遺勅が“皇位は亀山統に”ということであつたのに、幕府が干渉して持明院統方をも皇位に即けたことへの鬱憤があり（2）、一方、持明院統方は、皇位継承についての後嵯峨院の遺志が持明院統になかつたわけではないと申し出、幕府がそれを承けて「正應」に伏見天皇を即位させたが、先の風聞の背景にはこういうこともあ

つたのである（3）。さて、この一件で亀山院の処分が取り沙汰されたので、院は「告文」を関東へ下したが（4）、「天位ノ失墜」「嘆テアマリ多シ」と出家してしまつた（5）。今の「正中の変」の陰謀がもし叡慮より出たとすれば、祖父亀山院のその「遺恨」を散じ「余執」を晴さんためのことであつたろう（6）、と述べるのである。

この事件は、時の天皇が狙われるというセンセーショナルなものであつたが、この記事で注目したいことは、亀山院が、その上に六波羅攻撃まで策して軍勢を集めめたと記していることである。それが噂であつたにせよ、ここには皇位をめぐる皇統、ならびに、公・武の対立の深さがえぐりだすように描出されている。事実、両統間の対立はこの事件をきっかけにして一層「深刻の度を加えていった」のであるが、それをそれとして描写しようとする明確な意図をここにみることができるのである。しかも、そうした深刻な対立状況と、皇位をめぐる抗争が進行する中で、先の“浅原事件”が後の「正中の変」の遠因ともなっていることを指摘し、先の事件が後の事件へと続くという認識を打ち出してもいる。『太平記』は、それを「遺恨」「余執」という用語で語り（7）、両事件の関連性を積極的に明らかにするのである。つまり、「正中の変」にも通じる皇統二派、ならばに公・武の対立状況をこの事件の中で描いて鋭くえぐり出すとともに、大覺寺統当主の内面においても、この“浅原事件”は後の「正中の変」と深い関係があつたことを言うのである。

こうしてみると、この“浅原事件”は、事件そのものの性格が後嵯峨院の遺勅の「正中の変」と歴史的に相似た性格をもつてゐることのほかに、「太平記」の描写においても深い類似性と近似性を認めることができ、『太平記』と「正中の変」の関係は、“告文”東下”という限定的な事柄の先例としてよりも、事件の構造そのものがその先端

としての意味をもつてていたということができるのである。であれば、前者は後者に連続する事件（記事）として、『太平記』の卷一冒頭部に位置を占め、「正中の変」前史として、天皇家における討幕陰謀の裏面史を語るという役割を担うことは十分ありえたし、そうすることで、鎌倉末期の社会の矛盾をより深く描きだすこともできた筈である。しかし、『太平記』の「古態本」など多くの伝本は、この事件を全く描かなかつたし、今川家本などこの事件を描く伝本でも、卷末に「告文」の先例を説明する付加記事としてしか位置づけなかつた。それはなぜであろうか。こうした疑問を抱いてつづくb・cの記事をみると、その疑問が一層深くなる。

3

bの“中宮御産の祈祷”記事が「重出」であることは、すでに指摘された通りであるが、問題は、一見して明らかな重出記事をなぜここに付加して描いたのか、あるいは、描かなければならなかつたのかということである。長坂氏は「軽々に重出とは片付けられない存在である」として、この記事を「卷二」以降の元弘の乱前夜の朝廷の情勢を描くものとして位置づけ、「構想上のつながりを考慮するならば、卷二はこの記事から説き起こされるべきであろう」と論じられた。たしかに、この記事は、『太平記』自身の叙述をみても、卷二に引きつけられて意味をもつ記事である。たとえば、卷二の冒頭記事「南都北嶺行幸事」（西源院本）が、天皇の行幸や、大塔宮の振舞いが「東夷征罰」を目的とするものであったと描いた後、誠ニ善事者聞ヲ不越、惡事者千里ヲ走ル理ニテ、大塔宮之御振舞、禁裏ニ調伏之法行レシ事共、一々ニ関東ニ聞ヘテケリ。

と述べている。つまり、「元弘の変」の一因に「調伏之法」という陰謀行動があつたことをこの卷二が明らかにしているのである。こうした叙述からみても、具体的な討幕行動（「元弘の変」）へとつながる“中宮御産の祈祷”は、卷二に描かれてよい記事であつた。しかし、『太平記』の諸伝本は、この記事を卷一に記して卷二では描かないし、今川家本や島津家本などこれを重出の形で記す伝本でも、卷二ではなく卷一の末尾にしかこれを位置づけないのである。おそらく、今川家本などは、「御産」にことよせた“関東調伏の祈祷”が、「元弘の変」が準備される嘉曆年間の出来事であつたという史的事実関係を重視して、「正中の変」の後に（すなわち卷一の末尾に）、重出であることを承知で記載したのである。しかし、こうした史的事実関係に整合性をもたせることへの志向性が、重出という記事構成上の失点を承知の上で敢てなされるほどに強いものであつたとすれば、なぜ、初出の記事に較べて詳しいこの重出記事が、（初出記事を切り出すかどうかは別としても）「元弘の変」を描き始める卷二に位置づけられないのであろうか。

そして、これと全く同じ位相の問題を、つづくcの“章房暗殺事件”記事についてもみることができる。その記事は、討幕の陰謀をめぐらし、「元弘の変」を果敢に仕組んでいった天皇方の内情をリアルに語り上げるという意味では、「御産」にことよせた“関東調伏の祈祷”記事に劣らずドラマチックな記事であるが、これも卷二では描かれないのである。史的事実関係と『太平記』の年代記的性質を重視するならば、この“章房暗殺事件”記事も卷一末尾ではなく、卷二の冒頭部に位置を占めるべきものであつた。たとえば、矢代・長坂氏も指摘されたとおり、この“章房暗殺事件”は、卷二冒頭部が記す先の「南都北嶺行幸事」の一箇月後に起つたものであつた。しかも、この事件を描く『太平記』（今川家本など）自身、後醍醐天

皇が指示して「ヒソカニ章房ヲ伺セ」たと暴露した後に、

果シテ此事ヲ達セリ。サレバ彼カ横死モ天下大変ノ端トシテ、朝儀ヨリ出ケリト後ニソ聞ヘシ。

と記す。彼の「横死」は「天下大変」、すなわち、天皇が失権する「元弘の変」の発端であつたことを明らかにしているのである。したがつて、これも「元弘の変」始発の事件として、卷二の冒頭に位置を占めるべき記事なのである。卷二が、天皇後醍醐の意志や行動をリアルに証言するこの事件をそのように位置づけて描きえたとすれば、文学的に一層深いリアリティを獲得したことは疑いない。しかし、この事件記事も卷一の末尾に附加されただけに終わっているのである。

4

以上は、B群の卷末記事a・b・cの構想上の問題点であるが、C群の卷末記事は如何であろうか。米沢・学習院本は、とともに卷末に「主税判官章房依勅定申留被誅事」という章段名を掲げる記事を持つてゐる。その内容は、先に紹介したように、B群のcも描く『章房暗殺事件』記事であるが、その本文（全文）は次のようである。

武臣ノ苛政氷ヲ履カ如クナリシカトモ、思ノ外ニ靜テ中夏ハ無為ニ成ニケリ。サレトモ猶ヲ覗慮休サリシカハ、然ルヘキ侍、サリヌヘキ兵トモヲ内々召試仰含ラレケルニ、主税判官章房其器ニ当レル物ナレハトテ、同ク此事ヲソ仰セ談セラレケル。章房畏テ申ケルハ、先度ノ余殃ニヨリテ人未安危ヲ定メス候。因是武臣弥猛威ヲ振レン事ハ如何ト存候。若シ叡策異違アラハ、朝儀重テ塗炭ニ落候ハン歟。能々御

ハ、ケニモト思召止ル由仰下サレナカラ、此事多聞ニ及ハ、定テ御大事出来リヌヘシトテ、可然衛府ノ官ニ仰付テ、清水寺ノ西門ニテ章房ヲ誅サセラレケルコソ不便ナレ。

要するに、「正中の変」の後「思ノ外ニ静テ中夏ハ無為ニ成」つたけれども、天皇後醍醐の討幕の執念はなお止まず、章房を語らつたところ、彼は「眞実ノ諫言」を奉上した。天皇はそれを受けながらも、「此事多聞ニ及バ」と案じて章房を殺害させたというのである。

さて、この記事の基本的性格であるが、形態的な面からみれば、今川家本などのような付加的体裁でなく、章段名をもつ独立した一章段を構成する記事として追加され、卷一の本文に位置づく形式を備えていることが重要である。また、先にも触れたが、これはB群cの要約記事である。それは、たとえば、右の章房のことばで、

先度ノ余殃ニヨリテ人未安危ヲ定メス候。依是武臣弥猛威ヲ振フ處、朝廷ノ微力ヲ以テ関東ノ強敵ヲ伏セラレン事ハ如何ト存候。若シ叡策異違アラハ、朝儀重テ塗炭ニ落候ハン歟。能々御思案由ルヘク候ラント眞実ノ諫言ヲ奉リ、

という「眞実ノ諫言」部分がB群cの本文と同じであり、その前後が簡略に要約されているといった関係をみても明瞭なことである。

では、このC型記事の構想論上の位相は如何であろうか。まず、B群の本文が卷末にa・b・c三種の事件記事をもつて、C群の記事はその中のcの事件だけしか記さず、a・bの事件記事をもたないことが一つの論点となる。この場合、C型がB型記事を要約して作られていることを思えば、一層その問題性が深くなる。米沢本などはなぜここにb・cの記事を記さなかつたのであろうか。——蓋し、bの「中宮御産の祈禱」記事は重出であることで除外されたのである。そして、aの「浅原為頼事件」も、時間的にみて「正中

の変」以前の出来事であつたから、ここに記載する記事としては除かれたのではないか。すなわち、米沢本などは歴史的にみて卷一から卷二の間に起つた事件で、未記載のものをここに描こうとして、

「章房暗殺事件」記事のみを卷一末尾に追加したのである。さしあたつてこう考えてみると出来るようと思う。——それは、米沢・学習院本などC型伝本の卷一が、史的状況にリアリティをもたせ、それを忠実に描こうとする傾向をもつことと関連があるよう思うからであるが、たとえば、「正中の変」の戦後処理について描く「資朝俊基被召取関東下向事」冒頭部の描写は、西源院本では、

土岐多治見被打、資朝俊基之隠謀次第二露顕シタリケレハ、東使長崎孫四郎左衛門尉泰光、南条次郎左衛門尉宗直二人上洛シテ、正中二年五月十日、資朝俊基兩人ヲ召取り奉ル。

とある。しかし、米沢本は、これを、

自是次第二御謀反ノ事露顕シテ兔角唇ヲ翻シケル間、世上ヨモ穏ナラシ、如何セント人皆肝ヲ冷ス処ニ、果シテ東使長崎孫四郎左衛門尉泰光、南条次郎左衛門尉宗直二人上洛シテ隠謀ノ余類ヲ尋究ス、罪科ノ實否ヲ糾明シテ苛政忽緒ニナリシカハ、五月十日、日野中納言資朝卿・右少弁俊基朝臣反逆忽ニ遁カタクシテ、兩人六波羅へ召シ取り奉ル。

と描く。すなわち、西源院本が〈資朝らが逮捕〉されたと記すところを、米沢本は〈天皇の謀反が露見〉したので、〈東使が上洛〉して〈罪科を糾明〉したところ、反逆「遁カタク」〈資朝らが逮捕〉されたと描いている。史実の展開はこうではなかつたが、ドラマの展開と史的状況にリアリティをもたせて描こうとするC型伝本の描寫性をここにみることができる。また、資朝らが鎌倉に護送されて尋問を受けた場面でも、この傾向を明らかにみることができるが、

米沢本などは、「正中の変」の処分が寛大をきわめたことを疑問としたようである⁽¹⁾。それで、その次第を詳しく描写する。西源院本では、

同廿七日東使兩人資朝俊基ヲ具足シ奉テ鎌倉ニ下着ス、此人々ハ殊更謀反之帳本タレハ、廳而誅セラレント覚ヘシカトモ、とか記されていない部分である。米沢本などは、鎌倉での尋問に對して資朝らが「無礼講」を「文礼講」と言いくるめるなど、幕府方の追及をうまく逃れたと具体的に描いている。あるいは、また、「告文」の勅使として関東に下つた宣房の弁明についてみても——天皇方に對する幕府方の方針が、「主上ヲハ遠国ヘ遷シ奉ルヘシト、初者評定一決シ」ていたが、「告文」を読んだ斎藤利行が俄かに死んだことと、宣房の弁明とによつて寛大なものに変化したと描く場面であるが——西源院本では、

勅使宣房卿申サルル趣ケニモト覚ル上ハ、告文読タリシ利行力俄ニ血ヲ吐テ死……。

とあるところ、米沢本などは、

勅使宣房卿、叡慮ノ趣キ無私処具ニ天地暗ニ察シ給フラン、其上國家ヲ乱ラント企アリシ資朝俊基、武運ノ未ルニ尽ヨツテ召シトラレ候、又重テ天子直ニ告文ヲ下サルル上ハ、猶何ノ憤カアルヘキト、当理尽語宣給シカハ、関東ケニモト領納シケル上、利行カ俄血ヲ吐テ死……。

と詳しく述べ。つまり、先に幕府方は資朝らの弁明で納得し、今まで宣房の弁明にも納得した上、利行が「告文」を読んで死んだこともあって穩便な方針に転換したと描き、そのドラマの展開過程に必然性をもたせようとしているのである。

C型伝本卷一の描写にみられるこうした歴史叙述の志向性と、そ

の巻末に『章房暗殺事件』記事を追加した意識には共通したものがあるよう思う。すなわち、C型伝本巻末の『章房暗殺事件』記事は、「正中の変」から「元弘の変」へと展開する史的状況描写によりティをもたせ、かつ、ドラマの展開に必然性をもたせようとする意図によって記載されたものであるとみることができる。それにしても、この場合でも、『章房暗殺事件』記事は巻一の末尾に追加されたのであり、巻二には位置づけられなかつた。

三

上来、『太平記』巻一末尾の本文異同で、一部の伝本がもつ附加記事——すなわち、「正中の変」前史に位置づくべきaの『浅原為頼事件』記事。「正中の変」後も執拗に続いた天皇の討幕陰謀をそれとして語るbの『関東調伏の祈祷』記事。そして、「元弘の変」前夜密かに断行されたcの『章房暗殺事件』記事——について、その構想論上の問題の位相を検討してみた。それは、いずれも「正中の変」から「元弘の変」へと進行する歴史の過程を理解する上で重要な意味をもつものであった。さて、筆者の当面の関心は、その記事の位置であるが、いずれの伝本も巻一の末尾にこれを置いている。しかし、『太平記』の年代記的性格や巻の構成・構想の面からはより適切な位置があつた。すなわち、aは巻一の冒頭部に、b・cは巻二の冒頭部にそれぞれ位置づく記事なのである。が、『太平記』は終にこれらをそのように配置しなかつたし、そうした記事構成の構想ももたなかつた。その理由はなぜかということだが、筆者は、そこに、『太平記』の構想と方法の問題があつたと思う。

まず、これらの事件と記事の内容そのものが問題であった。それらは、いざれも皇位をめぐる皇統と幕府権力との対立・抗争を内容

とし、天皇（家）自らそれに関わって起きた事件であった。それゆえに、「正中・元弘の変」生起の過程にリアルで深刻な矛盾の影を落としたものであつた。しかしながら、『太平記』はその第一部世界で、自ら“霸道”をあゆみ、陰謀をこととして戦乱状況を作り出す天皇像は勿論のこと、天皇家が大覚寺統と持明院統の二派に分裂して対立し抗争に及ぶドラマは、詳細に語ることを憚らなければならなかつたのである。なぜなら、第一部世界は、鎌倉末期の革命的な戦乱の中で実現した〈幕府北条氏の滅亡〉と〈天皇後醍醐の復権〉という歴史を描いたが、天皇が復権する根拠を“聖主・明君”としての存在に求め、その根拠をもつて歴史展開の筋を仕組む文学方法を創出した。いわゆる“序”的方法である。そして、その方法で『太平記』世界が描き始められるとき、“聖主・明君”にも戻り、討幕といつた霸道をひたすら走る天皇の具体的な形象は回避しなければならなかつたのである。したがつて、後の「正中の変」で露見した天皇後醍醐の討幕の意志が、実は天皇家（大覚寺統）の「遺恨」や「余執」でもあつたと明らかにする事件（『浅原事件』）は、天皇と天皇家の存在を“聖主・明君”的イメージから遠ざけるだけなく、逆に“霸道”に邁進する天皇像を明らかにするものであり、これを具体的に描くことができなかつたのである。ましてや、天皇に「真実ノ諫言」を奉る章房を、天皇自ら指示して暗殺したなど、その記事を本文の中に位置づけて「元弘の変」の事件史を構想することは出来なかつた。

かつて長坂氏は、「諫言」を奉るその章房を評価して、身の危険を顧みず諫言する廉直の士は『太平記』の好んで描く所、章房には後に登場する万里小路藤房の間に通うものがある。後醍醐に対する再三の諫言を容れられなかつた藤房の遁世と共に

に西園寺公宗謀反（中先代の乱）が生起する（巻十三）如く、
章房変死は後醍醐及びその周辺の強硬的討幕行動の顕然化を予
告するものと言えよう。

と言われた。たしかに、第一部世界のこの章房は、天皇を諫める「廉直の士」として第二部世界の藤房と似通う文学的地位相をもつた人物であり、長坂氏の指摘は示唆的である。しかし、『太平記』の構想や方法と人物形像との関係から言えば、この章房は、その藤房と同じように位置づけて描くことはできなかつた。なぜなら、藤房が位置づく第二部世界は、第一部世界の筋とは逆に、天皇の失権に向つて歴史が進行したのである。⁽¹³⁾ すなわち、第一部世界で後醍醐がうちたてた天皇政府は、第二部世界で武士階級の反乱に遭つて崩壊するのであるが、そうした天皇の失権と天皇政府の崩壊が始まろうとする時に、藤房は「廉直の士」として天皇を諫める役割を担い、その任務を果たすのである。しかしながら、第一部の章房は、当面は失権という憂き目に遭いながらも終には復権する天皇に対している。この場合、天皇復権の歴史を展望して、その理由を「聖主・明君」に求めた『太平記』は、その第一部世界で、霸道を歩んで「聖主・明君」に戻ると批判されるような後醍醐天皇像は積極的に形象することを回避しなければならなかつたし、また、危険な霸道を歩もうとする天皇を諫めるところの章房なる人物も、構想上位置づけて描くことはできなかつたのである。

藤房と章房は、人物像としては近似しているが、『太平記』世界の構想上の位相にはよほどの隔たりがある。そして、両者のその位相の相違の中に、すなわち、章房を構想上位置づけて描くことができなかつたということの中に、c の「章房暗殺事件」記事が（そして、a の「浅原為頼事件」記事も）付加記事に終わつたことの真の

理由があつた。したがつて、鎌倉末期にみられた変革の情勢を描く歴史叙述において、多様な可能性を秘めていたはずの a・b・c 三種の記事が、終に付加記事に終わつたのは、『太平記』自身の構想上の、また、方法上の規制があつたからだとみなければならない。

（注）

（1）名古屋女子大学『紀要』（三十五号、平成元年三月）

（2）『太平記』序の思想と方法』（『太平記の構想と方法』所収・明治書院刊）

（3）金勝院本・島津家本（『参考太平記』に引用）のほか、『太平記』抜書の類も同じ記事をもつ。

（4）今川家本は a・b・c とも章段名をたてない。吉川家本は目録には記さないが、本文中 c の記事に「章房天死事」という章段名をたてる。島津家本などは不明であるが、神宮文庫蔵『太平記』抜書—嶋津家本—全では、目録に章段名はないが、（抜書した）本文の冒頭に「御告文事并疵腹等事」というみだしをつけている。

（5）『増鏡』のほか『保曆間記』『中務内侍日記』『北条九代記』なども描き記す。

（6）矢代和夫「章房変死記事について—覚え書き—」（『太平記研究』第二号、昭和四十七年七月）。長坂成行「島津家本『太平記』考」

（『奈良大学紀要』第八号、昭和五十四年十二月）。

（7）『太平記』卷一・二の構想論上の諸問題については、鈴木登美恵氏の「太平記構想論序説—卷一の考察」（『国文』12号、昭和三十五年二月）。長坂成行氏の「太平記における日付表記—卷一・卷二の構想をめぐって—」（『軍記と語り物』14号、昭和五十三年一月）がある。なお、筆者も「太平記発端部の諸問題」（『鹿児島短期大学研究紀要』第25号、昭和五十五年三月）で論じた。

（8）長坂氏は、

島津家本にみるような記事を取り入れなかつたのは何故か。單

なる物理的因由か、それとも天正本独自の著述構想にそぐわ
ないためか、或いは島津家本の「裏面暴露的」記事の他見を
憚つたのか、更にはまた別な理由があるのか、

と述べておられる。

(9) 「後嵯峨院の素意と関東申次」(龍肅著『鎌倉時代』下 所収)

(10) 『花園天皇宸記』元亨四年九月十九日条によれば、「今夜戌刻藏
人小納言俊基向六波羅云々、民部卿資朝丑刻行向」とあり、資朝
らは事件勃発のその日に六波羅に拘禁されたのである。

(11) 「正中の変」の幕府の処分方針が寛大をきわめたものであつた
ことについては前に論じたことがある。(『太平記発端部の諸問題』

「鹿児島短期大学研究紀要」第25号、昭和五十五年三月)

(12) 米沢本で、「無礼講」についての俊基の弁明の叙述を引けば、

次無礼講ノ事、是又名サヘ珍敷コソ奉ハリ候へ、我等カ家ノ
業ナレハ、北小路ノ玄惠ヲ招テ朝参ノ暇ノ日、文礼講ト云事
ヲ始メタリシ、若シ其事ニヤ、讒口乱真之時忠臣失義ト云事
誠ニコソ候へ、トテ涙ヲ推拭給シカハ、
とある。

(13) 第二部世界の構想軸については、基本的には、足利尊氏の権力
が誕生する“誕生構想”と、後醍醐天皇の権力が崩壊する“崩壊
構想”的二つがあることは、前に論じた。(『太平記』第二部世界
の構想と方法』『太平記の構想と方法』所収)。